

2026年9月

お客さま各位

萩山口信用金庫

手形・小切手の振出期限設定等に伴う各種規定の改定について

平素より萩山口信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

政府・産業界・金融界が一丸となり取り組んでおります、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応を踏まえ、手形・小切手の最終振出期限の設定および他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了に伴い、関連する各種規定について、下記のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定

- ・ 当座勘定規定（一般用）
- ・ 普通預金・無利息型普通預金規定
- ・ 貯蓄預金規定
- ・ 納税準備預金規定
- ・ 通知預金規定
- ・ 自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定
- ・ 自由金利型定期預金（大口定期）規定
- ・ 自由金利型期日指定定期預金規定
- ・ 変動金利定期預金規定
- ・ 積立定期預金（単利確定日型）規定
- ・ 積立定期預金（エンドレス型）規定
- ・ 定期積金（スーパー積金）規定

2. 改定内容

各規定の具体的な改定箇所については、別紙「各種規程の新旧対照表」をご確認ください。

なお、改定後の各規定は、2026年10月1日から当金庫ホームページに掲載いたします。

3. 改定日

2026年10月1日(木)

以上

各種規程の新旧対照表

規定等の名称	改定後	改定前
当座勘定規定(一般用) 約束手形用法 小切手用法 為替手形用法	第1条(当座勘定への受入れ) ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 第7条(手形、小切手の支払等) ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 第8条(手形、小切手用紙) ①当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> 第17条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) ①手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>	第1条(当座勘定への受入れ) ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。 第7条(手形、小切手の支払等) ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 第8条(手形、小切手用紙) ①当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 第17条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) ①手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

	第18条(線引小切手の取扱い) ①線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> 約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 為替手形用法 4. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。	第18条(線引小切手の取扱い) ①線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 為替手形用法 4. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。
普通預金・無利息型 普通預金規定	2. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
貯蓄預金規定	2. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
納税準備預金規定	2. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手	2. (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手

	形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 <u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
通知預金規定	2. (証券類の受入) (1) 小切手その他の証券を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2. (証券類の受入) (1) 小切手その他の証券を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期) 規定	定期預金・積立定期預金・定期積金 共通規定 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日 (定期積金の場合は払込日) とします。 <u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	定期預金・積立定期預金・定期積金 共通規定 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日 (定期積金の場合は払込日) とします。
自由金利型定期預金 (大口定期) 規定	定期預金・積立定期預金・定期積金 共通規定 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日 (定期積金の場合は払込日) とします。 <u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	定期預金・積立定期預金・定期積金 共通規定 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日 (定期積金の場合は払込日) とします。
自由金利型期日指定定期預金規定	定期預金・積立定期預金・定期積金 共通規定 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日 (定期積金の場合は払込日) とします。 <u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	定期預金・積立定期預金・定期積金 共通規定 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日 (定期積金の場合は払込日) とします。
変動金利定期預金規定	定期預金・積立定期預金・定期積金 共通規定 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたと	定期預金・積立定期預金・定期積金 共通規定 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたと

	きは、その証券類が決済された日を預入日（定期積金の場合は払込日）とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	きは、その証券類が決済された日を預入日（定期積金の場合は払込日）とします。
積立定期預金（単利確定日型）規定	定期預金・積立定期預金・定期積金 共通規定 1.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日（定期積金の場合は払込日）とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	定期預金・積立定期預金・定期積金 共通規定 1.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日（定期積金の場合は払込日）とします。
積立定期預金（エンドレス型）規定	定期預金・積立定期預金・定期積金 共通規定 1.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日（定期積金の場合は払込日）とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	定期預金・積立定期預金・定期積金 共通規定 1.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日（定期積金の場合は払込日）とします。
定期積金（スーパー積金）規定	定期預金・積立定期預金・定期積金 共通規定 1.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日（定期積金の場合は払込日）とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	定期預金・積立定期預金・定期積金 共通規定 1.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日（定期積金の場合は払込日）とします。

以 上